

議案第 33 号 八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約の締結について

ご報告申し上げます。

本案は、去る 5 月臨時会におきまして当委員会に付託されました八雲小学校、下島小学校、八雲中学校の統合校である八雲中学校区義務教育学校の新築工事に係る工事請負契約であります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、本案については、2 度の入札不調を経て、3 度目の入札により落札となったが、入札参加者 1 者かつ落札率が 100%であること、また、市が仮契約を行った令和 8 年 5 月 19 日に、受注者である共同企業体の構成員のうち 1 者に対し、国所管の独立行政法人が発注した工事に係る談合の疑いで公正取引委員会が立ち入り検査をした旨の報道があったことを受け、本工事に係る入札が適正に行われたのか市としての見解を求めたところ、適切な入札であるとともに、本契約を締結することに問題はない旨の答弁があったところであります。

しかしながら、契約締結後に談合の事実が生じれば、工事に影響を及ぼし、更なる開校の遅れや費用増嵩等が危惧され、理事者に対しそれら対応について問いただしたところ、そのような事態を想定したうえでの疑念を払拭するに足る答弁が示されなかったところであります。このため、本工事に係る入札について第三者による調査などの対応を求めたところ、市長からは調査については方法も含めて検討するとの答弁があったことから、理事者の対応を待たざるを得ない状況となり、継続して審査を行うことと決定した次第であります。

その後、6月定例会において理事者から、外部の弁護士による第三者での調査を行うとの意思表示があり、今般、調査結果が取りまとめられたことから、閉会中の9月3日に委員会を開催し、引き続き審査を行ったところであります。

その結果、理事者からは、当該調査により、職員による予定価格の漏洩や共同企業体による不当な取引制限に該当する事実は認められなかったことなどから、本案の仮契約に係る業者選定事務は適正に行われたとの判断が示されたところであります。

本委員会といたしましては、当該調査結果と市の判断を確認したうえで、これまでから指摘しているとおり、入札の実施に当たっては、競争性の確保はもちろんのこと、より透明性が図られる方途について、なお一層検討されるとともに、当初の計画より大幅に開校時期が遅延していることから、事業者と綿密に協議を行い、円滑な工事の実施に努められたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、由井委員におかれましては、本案に係る学校統廃合については、以前から反対してきたところであり、調査報告書についても疑念が完全に払拭されたとはいえないなどの理由から反対の意を表明され、福西委員におかれましては、第三者調査の結果、違法又は不当と認められるような事実関係は認められなかったとの結論が出た以上、地元住民等から早期開校の要望も強いことから一刻も早く建設を進めるべきとの理由から賛成の意を表明されたましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。